

傍 聴 要 領

(大分県産業廃棄物審査会)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会等の長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので定員になり次第受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするに当たっては、係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。